様式第5号（第7条関係）

年　　月　　日

　様

　丸亀市長　　　　　　　印

丸亀市東京圏移住支援事業補助金交付決定兼確定通知書

　丸亀市東京圏移住支援事業補助金交付要綱の規定に基づき、以下のとおり補助金について交付の決定及び交付する額の確定をしましたのでお知らせいたします。

交付決定兼確定額　　　　　　　　　　　円

（備考）

1　丸亀市は、丸亀市東京圏移住支援事業補助金交付要綱の規定に基づき、以下の場合には、補助金の全額又は半額の返還を請求します。

・申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額

・申請日から3年未満に県外の市区町村に転出した場合：全額

・申請日から3年以上5年以内に県外の市区町村に転出した場合：半額

・申請者が第3条第3項又は第4項の就業に関する要件を満たす者である場合、申請日から1年以内に補助金の要件を満たす職を辞した場合：全額

・起業等スタートアップ支援補助金（地域課題解決型）の交付決定を取り消された場合：全額

2　丸亀市は、丸亀市東京圏移住支援事業補助金交付要綱の規定に基づき、移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、備考1に定める返還請求を行う場合があります。

3　フラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用について

・この通知書はフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。

・補助金の返還を請求された場合はフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受けられない場合があります。

・補助金を受領した方に対するフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から5年以内に取扱金融機関への申込が必要となります。

4　株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について

・この通知書は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。

・補助金の返還を請求された場合は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。